

〈四銀〉 後見制度支援預金

令和 8 年 5 月 25 日

○ 商品名	〈四銀〉 後見制度支援預金
○ ご利用いただける方	「成年後見制度」及び「未成年後見制度」を利用されているお客さまのうち、家庭裁判所より後見制度支援預金利用の「指示書」の交付を受けた個人のお客さま ※保佐人、補助人、任意後見人のお客さまはご利用できません。
○ 預金種類	普通預金（決済用普通預金を含む）
○ お預入れ期間	期間の定めはありません。
○ 口座開設	家庭裁判所が発行する「指示書」に基づき、口座開設ができます。
○ お預入れ	口座開設店舗に限り、家庭裁判が発行する「指示書」に基づいた金額をお預け入れできます。 お預け入れ金額 : 1 円以上 お預け入れ単位 : 1 円単位
○ お引出し	口座開設店舗に限り、家庭裁判が発行する「指示書」に基づいた金額をお引き出しできます。 お預け入れ金額 : 1 円以上 お預け入れ単位 : 1 円単位
○ 解約方法	以下のいずれかに該当した場合は、預金口座を解約します ・家庭裁判所の「指示書」に基づき、解約の申出があった場合。 ・預金者が死亡した場合や未成年預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合。 ・法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供を困難であると判断した場合。
○ 手数料	口座開設手数料 11,000 円
○ 利息	・変動金利（普通預金利率） ・決済用普通預金を選択された場合は無利息です。 ・毎日の店頭表示利率を適用します。

○ 取引の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 当行においては、後見制度支援預金口座から他の口座への定額自動送金サービスは取り扱っておりません。・ 1人1口座に限ります。・ 現金によるお引き出しはできません。・ キャッシュカードの発行はいたしません。・ ATMでのお取扱いはできません。・ インターネットバンキングまたは四銀アプリの利用はできません。・ マル優のご利用はできません。・ 給与・年金・配当金・公社債元金の自動受取、投資信託の分配金・償還金の自動受取、公共料金・クレジット利用代金の口座振替はご利用いただけません。
○ その他参考となる事項	この預金は預金保険制度による対象となります。
○ 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772